

発展を目指す企業家のための経営指南役

No. 625

平成23年 8月1日(月曜日)

社 外 重 役

Selected Clients & Professionals Relationship

発行)株式会社ノースアイランド
 東京本社)東京都千代田区丸の内3-2-3 富士ビル5F
 Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439
 大阪支社)大阪市北区中之島3-3-23 中之島ダイビル9F
 Tel.06-6448-2004 Fax.06-6448-0539

経 営

震災後、にわかに脚光浴びるBCP
事業継続のため緊急事態に備えよう

東日本大震災が起きたことでGoogleは7月、「日本企業のBCP(事業継続計画)推進・導入が強まっている」として、同社のGoogle Apps(企業向けアプリケーションサービス)を採用した戸田建設の実例を挙げながら、データの分散管理のメリットを強調した。日本企業の多くはこれまで、自社の業務データを他社に任せきりにすることを不安視していた。しかし、震災によって東北地方のサプライチェーンはデータ管理の面でも大きな被害を受けた。戸田建設は今春、放火などで各地の拠点にあるデータ保護に苦慮していた経緯もあり、分散管理へ踏み切った。

Google-戸田建設の例は、震災を経て企業の考え方が変わってきていることを示唆する。経産省・中小企業庁、日本商工会議所など公的機関も“有事の備え”を強く呼びかけており、BCPの重要性がにわかに浮上した。

中小企業庁によると、BCPの基本は、①優先して継続・復旧すべき中核事業を特定する、②緊急時における中核事業の目標復旧時間を定めておく、③緊急時に提供できるサービスのレベルについて顧客と予め協議しておく、④事業拠点や生産設備、仕入品調達等の代替策を用意しておく、⑤全従業員と事業継続についてコミュニケーションを図っておくこと。その上で策定・運用では、BCPの基本方針の立案と運用体制を確立し、日常的に策定・運用のサイクルを回すことがポイントとなる。

税務会計

仮決算による中間申告納付の改正
還付加算金制度の濫用防止が目的

1年決算の法人は、事業年度開始の日以後6月を経過した日から2月以内に中間申告書を提出し、法人税を納付しなければならない。ただし、前年度納税額の2分の1の額が10万円以下の場合には中間申告する必要はない。つまり、前年度納税額が20万円以上であれば、中間申告しなければならないわけだ。

ところで、2011年度税制改正のなかに「法人税の中間申告制度について、次の場合には、仮決算による中間申告書を提出できないこととする」との改正が含まれている。それは、①前事業年度の確定法人税額を前事業年度の月数で除し、これに6を乗じて計算した金額が、10万円以下である場合またはその金額がない場合、②仮決算による中間申告書に記載すべき法人税の額が、前事業年度の確定法人税額を前事業年度の月数で除し、これに6を乗じて計算した金額を超える場合、このいずれかに該当する場合は中間申告書の提出ができなくなるというものだ。

改正された理由は、現在の経済情勢では還付加算金の割合(今年は年4.3%)が市中金利に比較して高率であることに着目して、仮決算をすることにより予定納税額を超える中間申告を行って、確定申告によって生じた還付金について還付加算金を受領している事例が、会計検査院の調査によって指摘されたことがベースになっている。そのような還付加算金制度の濫用を防止するための措置というわけだ。この改正は、今年4月1日以後に開始する事業年度について適用される。

今週のキーワード

BCP

企業が自然災害、大火災などの緊急事態に遭遇した場合、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続、早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを決めておく計画。帝国データバンクの調査ではBCPを新たに策定・見直す企業は4社に1社、大震災前までの策定率は約1割。認知度も約4割と低率だった。19日、トヨタは岩手県に新工場建設を発表、東海地震を想定したリスク分散といわれる。